

1.1 「新・府有建築物耐震化実施方針」(令和3年12月改訂) 概要

「新・府有建築物耐震化実施方針」の中間見直しについて

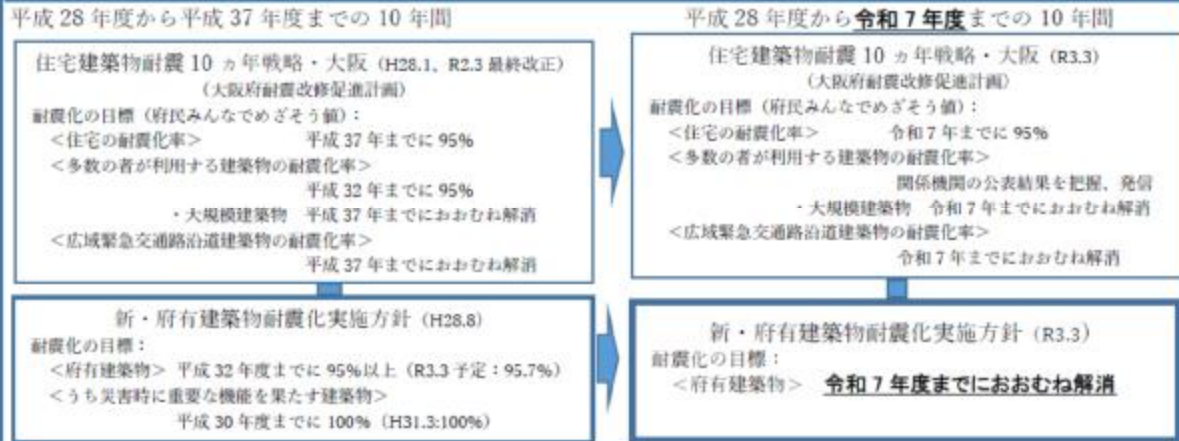
「新・府有建築物耐震化実施方針(平成28年8月)」の策定後、概ね5年が経過することから、本方針の上位計画となる「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」の改定(令和3年3月)に併せて、これまでの耐震化の事業実績を踏まえ、見直しを行う。

見直しの内容

- 平成32年度末(令和2年度末)の耐震化率の目標(95%)の達成等に伴い、新たな耐震化の目標を設定。
- 大阪北部地震(平成30年6月)を踏まえ、危険と判断したブロック塀の耐震化の取組み目標を新たに設定。
- 既存の超高層建築物等の長周期地震動の検証が完了したことに伴い表現を変更。

新・府有建築物耐震化実施方針の改定【概要】

※ : 見直し等箇所



新しく盛り込んだ内容

《新たな耐震化の推進方針》

耐震化の進め方

- 府営住宅 : 「大阪府営住宅ストック総合活用計画」(H28年12月)に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。
- その他の一般建築物 : 「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、早期耐震化完了をめざす。

《新たな耐震化の取組み》

過去に発生した地震(東日本大震災 H23年3月、熊本地震 H28年4月、**大阪北部地震 H30年6月**等)による建築被害を踏まえ、建築物ごとの緊急度及び優先度を考慮しながら、以下の耐震化対策の取組みを推進する。

(1) 業務継続上必要な建築物等の耐震化

- 災害時に重要な機能を果たす建築物のうち庁舎等については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び府有建築物総合耐震設計要領等に準拠し、機能確保のための強化を推進する。
- 旧耐震基準により建設された建築物で、これまで耐震化対策の対象でなかった建築物についても、府民生活を支えるための業務継続等の観点から耐震化を推進する

(2) 2次構造部材等の耐震化

- 特定天井の耐震対策 ⇒ 災害時に重要な機能を果たす建築物などから対策を進める。
- エレベーターの耐震対策及び閉じ込め防止対策
- その他(エスカレーターの脱着防止対策、ガラス・外装材・屋外広告物・ブロック塀等)の脱落防止対策や転倒防止対策等)
⇒ **危険と判断したブロック塀については、R3年度までに安全対策の完了をめざす**

(3) 長周期地震動対策

- 既存の超高層建築物等について長周期地震動の**検証結果を踏まえ**、必要な対策を行う。